

## 法テラス白書（令和5年度版）の発刊に寄せて

日本司法支援センター（法テラス）は、「すべての人と司法を結ぶ架け橋」となり、司法サービスが皆様の身近で利用しやすい社会が実現することを目指して、平成18年4月10日、総合法律支援法に基づき設立されました。

以来19年目を迎える今日までの間、法テラスの業務は、社会のニーズに応じて幅広い分野に広がり、皆様の御支援と御協力をいただきながら、多くの方々に御利用いただいてまいりました。改めて深く感謝申し上げます。

■さて、このたび、令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の業務の概況をまとめた「法テラス白書（令和5年度版）」を発刊しましたので、皆様にお届けいたします。

令和5年度は、3年余にわたり続いたコロナ禍による行動規制が緩和に向かうとともに、社会経済情勢は大きく変化し、法テラスのサービスの利用件数はいずれの分野でも増加してきました。

情報提供業務では、コールセンターの「サポートダイヤル」への問合せ件数が過去最多の約41万9000件となり、ダイヤル開設以来の累計で600万件を超えることとなりました。

経済的に余裕のない方々を支援する民事法律扶助業務では、法律相談援助・代理援助ともにコロナ禍前の利用状況に戻りつつあり、経済状況を反映して自己破産を始めとする多重債務事件の増加が目立ちます。

刑事分野では、近年全体として減少傾向にあった国選弁護事件が、社会環境の変化に伴い増加に転じ、被疑者国選弁護事件は8万件を超え、前年度比で約9%の増加となりました。さらに、犯罪被害者支援業務では、フリーダイヤル化した「犯罪被害者支援ダイヤル」への問合せ件数は2万3000件を超え前年度比で約12%の増加となり、「DV等被害者法律相談援助」の件数も1,500件を超え前年度比で約22%の増加となっています。

年が明けて令和6年の元日には能登半島地震が発生し、被災された方々への様々な支援の取組が続いていますが、法テラスもこれまでの災害時の経験を踏まえて、被災者支援のための無料法律相談援助を行い多くの皆様に御利用いただいています。今回の白書では、特集としてその取組の一端を御紹介します。

■そのほか、令和5年度には、法テラスの業務を巡り法改正や運用の改善が相次ぎました。

令和4年には、旧統一教会に係る問題等に対応するため「霊感商法等対応ダイヤル」を開設し、弁護士・心理専門職・社会福祉士等と連携・協力して活動を進めてきましたが、令和5年12月には、被害者の方々の支援・救済を図るための「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律」が成立し、同法に基づき、全国統一教会被害対策弁護団と連携するなどして法律相談援助・代理援助などの「特定被害者法律援助業務」を開始しました。この取組についても、今回の特集で御紹介しています。

また、かねてから検討を続けてきた「ひとり親家庭」の支援策については、子どもの養育費確保を支援するため、民事法律扶助の利用者の負担軽減を図るなどの運用改善を令和6年4月から実施することになりました。同様に、検討を重ねてきた国選弁護等に関する約款改正も同月から施行する運びとなりました。

さらに、令和6年の通常国会では、総合法律支援法の改正により新たに「犯罪被害者支援弁護士制度」が創設されたほか、離婚後の共同親権を可能とする民法改正が行われ、いずれも2年以内の施行が予定されていることから、法テラスも改正法の施行に伴う必要な体制整備や連携強化の準備に取り組むこととなりました。

■このように、社会への変化に対応して、司法アクセス拡充への社会の要請は高まり法テラスの業務は益々拡大し多様化しています。こうした期待に応えより良いサービスを提供していくためには、今日、法テラスの人的体制の強化と安定した財務基盤の確保等の業務運営体制の整備・充実が極めて重要な課題となっています。

そのため、法テラスは、デジタル技術を活用して業務の在り方を見直すとともに、人々と司法を結ぶ架け橋としての公共サービスを担う人材の確保・育成に努め、地域連携を構築するなどの活動を活性化して、困難を抱えながら声を上げることが容易でない人々の司法アクセスの充実を図ることができるよう、今後も活動を進めてまいります。

令和5年度版法テラス白書の発刊に当たり、法テラスの事業と活動に対する皆様の一層の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和6年10月

日本司法支援センター

理事長 丸 島 俊 介